

住みやすさナンバー1のまち 八潮



ハッピーこまちゃん®

農業ニュース やしお

第 53 号

令和5年1月発行

●● 編集・発行 ●●

八潮市市民活力推進階市農業課
(八潮市農業委員会事務局)

所在地：八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048 (996) 2111 (内線 299)

<http://www.city.yashio.lg.jp/>

E-mail : agri@city.yashio.lg.jp

TXプラザ秋葉原で本市の野菜をPRしました



7月19日(火)に、つくばエクスプレス秋葉原駅の「TXプラザ秋葉原」において、市の広報物の展示のほか、八潮市直売所連絡協議会で小松菜・枝豆などの野菜を販売し、駅利用者などに市の魅力をPRしました！

第48回農業祭は「中止」となりました

本年度の八潮市農業祭は、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止の観点から、農業祭に係る全ての方の健康と安全を最優先に考え、「中止」となりました。

都市農業課、農業委員会のホームページをご利用ください！

各種申請様式等がダウンロードできます。

<http://www.city.yashio.lg.jp/>

トップページ > くらし・手続き > 農業



～農業者の皆様へ～ 各種補助制度をご利用ください

★事業期間が拡大されます!
令和5年から、1月分から3月分に実施した事業についても、補助の対象となります。(ただし、この期間の事業については、翌年度支払いとなります)

1. 農業近代化施設導入事業費補助金

温室、ビニールハウスの新設・張替や農業用機械、農業用冷蔵庫等の事業費の一部を助成します

- ◆補助率 認定農業者1/4以内、一般農業者1/5以内
- ◆事業期間 ①令和4年4月から12月までに支払まで終了した事業
②令和5年1月から3月までに支払まで終了した事業
- ◆申請期日 ①令和5年1月31日(火)まで
②令和6年1月4日(木)まで



2. 農業用包装資材購入事業費補助金

八潮市産野菜をPRする「八潮市産」「ハッピーこまちちゃん」等を表示した農業用包装資材(FGや段ボール)の事業費の一部を助成します

- ◆補助率 1/2以内(事業費2万円以上)
- ◆事業期間 ①令和4年4月から12月までに支払まで終了した事業
②令和5年1月から3月までに支払まで終了した事業
- ◆申請期日 ①令和5年1月31日(火)まで
②令和6年1月4日(木)まで



↑「八潮」市産等と表示したダンボール

3. 中川農地出し手集積事業補助金

中川周辺農地として定められた区域内の農地所有者で、利用権の設定により農地の出し手となった方へ補助金を交付します

- ◆補助額 農地面積1㎡あたり12円の補助金を予算の範囲内で交付

4. 中川農地受け手有機肥料購入事業補助金

中川周辺農地として定められた区域内の農地の受け手となって借りた方が、有機栽培に適した農地とするために購入する堆肥等の有機肥料の購入額に対し補助金を交付します

- ◆補助額 事業の総額が2万円以上であって、1㎡あたり100円の1/2、または肥料購入額の1/2のいずれか低い額を予算の範囲内で交付

5. 街なかやすらぎ緑空間創出事業費補助金

市街化区域内の一定の農地で、花き又は生垣等を植えたり、土留めを設置することで、緑地空間を保持し、農地の保全を目的に行った方に対し、補助金を交付します

- ◆補助額
 - ・農地 農地1㎡につき100円(端数切捨て)年額:10万円限度
 - ・花き、生垣 面積1㎡につき500円(端数切捨て)年額:2万7,500円限度
 - ・土留め 延長1mにつき3,000円(端数切捨て)総額:16万5千円限度



ハッピーごまちゃん

6. 農業体験事業費補助金

市内の農地を活用して市民に親しまれる農業の実現を図るために実施する農業体験（じゃがいも、枝豆など）事業に対し、予算の範囲内において実施農業者に対し、補助金を交付します

◆補助額

農地1㎡につき100円、限度額10万円



↑ じゃがいも農業体験

7. ふれあい農園整備事業費補助金

ふれあい農園（市民農園）の開設を希望する農地所有者の方に対し、農園整備費の一部について補助金を交付します

◆補助額

事業費の1/2以内で、限度額75万円



↑ ふれあい農園

8. ガーデンコミュニティ助成金

農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の所有者が市民等の協力を得て、農地の利活用を図る農地所有者に対して助成金を交付します

◆補助額

500㎡以上、1,000㎡未満	5万円
1,000㎡以上	10万円

○ お知らせ ○

補助を受けるには要件等がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

担当 都市農業課
内線 299・842

認定農業者になると各種支援が受けられます

◆認定農業者とは

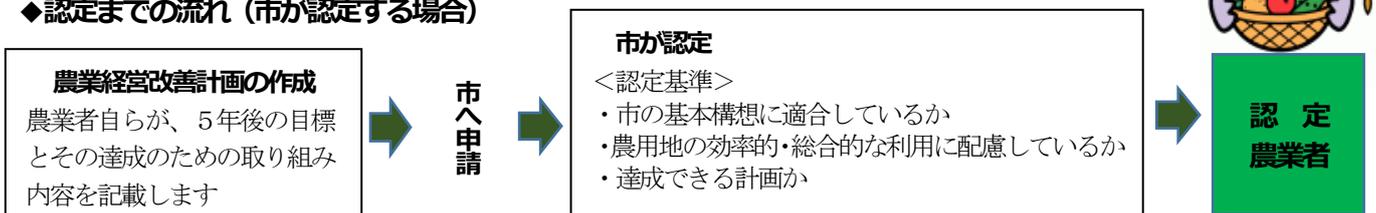
市が作成した基本構想を踏まえ、今後5年間の「農業経営改善計画」を作成し、市から認定された経営体（個人または法人）のことをいいます。認定農業者になると、意欲のある農業経営者として地域からの信頼が得られ、認定農業者を対象とする支援制度等を受けることができます。

（複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって都道府県又は国が農業経営改善計画の認定手続きを一括で行います。）

◆認定農業者の要件

- ◎ 専業・兼業 不問
- ◎ 経営規模、所得 一定の収入が得られる農業経営を目指す方
- ◎ 営農類型 米等の土地利用型農業、野菜等の施設園芸等
- ◎ 法人経営 農業経営を営む法人すべて

◆認定までの流れ（市が認定する場合）





JA さいかつ

からのお知らせ

肥料価格高騰対策のご案内

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農産物の販売実績がある農業者の皆様の肥料費を支援します。

- 春肥の対象
令和4年11月から令和5年5月までに購入・発注した肥料（肥料登録されているもの等）
- 支援の内容
支援金 = (当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 0.9) × 0.7
- * 春肥の価格上昇率の決定については、令和5年3月上旬に発表予定

【相談窓口】

JAさいかつ 営農支援センター ☎ 048-982-2447 (JAさいかつでの購入分)
南部経済センター ☎ 048-952-4150 (JAさいかつでの購入分)

都市農業課 都市農業係 内線 299・842 (JAさいかつ以外での購入分)

春日部農林振興センター

からのお知らせ

GAPチェックのお願い

～自主チェック表を活用して以下の10項目を点検してみよう～

- GAPとは、Good (よい)、Agricultural (農業の)、Practices (やり方) の略で効率的で安全な農場管理・農業経営のことを言います。
- 皆様もより効率的で安全な農業をするために、以下のチェック表を活用して現状を把握していただくをお願いします。

- ① ほ場や作業場等をきれいに保っていますか
- ② 廃棄物はしっかり分類し、飛散・流出しないよう保管していますか
- ③ 危険な場所には注意表示していますか
- ④ 農薬、肥料、燃料等の農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか
- ⑤ 農業資材の購入伝票等は、ファイル等に整理し、保存していますか
- ⑥ 農薬は、登録情報を確認し、容器のラベルに書かれている使用基準を守っていますか
- ⑦ 周りに農薬が飛び散らないよう、十分に注意していますか
- ⑧ 散布農薬は、必要量を計算して調整し、その都度使い切っていますか
- ⑨ 危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか
- ⑩ 農作業中の事故の発生等に備えて各種保険に加入していますか

【お問い合わせ】埼玉県春日部農林振興センター 管理部地域支援担当 ☎ 048-737-2134



☆ 農業委員会委員の改選について ☆



◇ 令和5年は農業委員会委員の改選の年となるため、下記のとおり委員の募集を行います。

- ◆ 募集人数 15人
- ◆ 任期 令和5年8月24日から令和8年8月23日（3年間）
- ◆ 職務の内容 農地法に関する許認可業務及び農地利用の最適化の推進（耕作放棄地の発生防止・担い手への農地利用の集積・集約、新規参入の促進）
- ◆ 推薦を受ける方、応募する方の資格
農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ◆ 応募方法 農業者や農業団体などからの推薦、自らの応募
- ◆ 募集期間 令和5年2月1日から3月1日まで
- ◆ 推薦及び応募方法 令和5年1月10日より広報やしお1月号及び八潮市ホームページでご案内いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

農業者年金で将来に安心を！ 農業者年金制度のご案内

国民年金に上乗せできる農業者のための公的年金「農業者年金」は多くのメリットを備えており、令和4年より加入しやすく、さらに便利になりました。



◆ポイント1 若い農業者が加入しやすくなりました

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになりました。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

◆ポイント2 農業者年金の受給開始時期の選択幅が広がりました

年金の受給要件を満たした方は、受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

◆ポイント3 農業者年金の加入可能年齢が引き上げられました

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

*農業者年金基金チラシより抜粋

問合せ先 農業委員会事務局 内線 286 JAさいかつ TEL 048 - 952 - 2100
または、農業者年金基金 <https://www.nounen.go.jp/> TEL 03 - 3502 - 3199

詳しくは… [農業者年金基金](#)

農地の貸し借りにご注意！

農地法上、相対（あいたい）と呼ばれる口約束などによる農地の貸し借りは、効力が生じないものとされており、相続などの際に思わぬトラブルにつながる可能性があります。農地を貸し借りする際は、必ず農地法第3条または農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の手続きを行ってください。



最新の農政事情がよくわかり、経営に役立ちます。

- ◆発行日：月4回毎週金曜日
- ◆購読料：1ヶ月700円（税込み）



申込 農業委員会事務局
内線 286



農業用施設が被害を受けた場合は、すぐにご連絡ください

近年は、地球温暖化の影響により、台風が大型化する等、著しい気候の変動による自然災害により、農業への影響が心配される場所です。もし、台風や大雪などの自然災害により、ビニールハウス等の農業用施設に被害があった場合、その復旧等に係る費用の一部に国からの補助金を受けられる場合があります。（※確約できるものではありません。）



←被害を受けたハウス

もし被害にあわれた場合は、都市農業課または農業委員に被害の状況を連絡してください。

その際は、被害にあわれたビニールハウス等の写真を撮影するとともに、経過年数、棟数、施設面積（間口×長さ）、被害面積などを教えてください。

不法投棄にご注意！

市内で、農地などに不法投棄される被害が出ています。

不法投棄の被害にあわないよう、各農地ではネットや柵等を設置したり、防犯カメラ、センサーライトを設置するなどの対策が必要です。

もし、不法投棄と思われるケースを発見したら、市役所にご連絡ください。

なお、市では、令和4年度中に防犯カメラを、中川周辺地域にすることとしています。



↑不法投棄された現場

不法投棄とは

ゴミを定められた場所以外に投棄することは「不法投棄」となります。

不法投棄は、自然環境を損なうだけでなく、河川や土壌の汚染などの原因となり、私たちの健康や生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

不法投棄をすると、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処せられることになります。

農業機械などの盗難にご注意！

農業機械の盗難について

県内で、トラクターなど農業機械の盗難被害や、農作業中の「車上荒らし」などの被害が出ています。

次のような、盗難防止対策を講じましょう。

- ① 車のカギを確実に閉め、窓も閉めたか確認する
- ② 農作業に出かける際、貴重品は最小限にし、身につける
- ③ 車に貴重品を置かない

農作物の盗難について

生産者の方が丹精込めて作った農作物が盗まれる被害が出ています。

八潮市園芸協会では、令和2年度にのぼり旗を作成し、市では、令和4年度に看板を作成・設置し、中川周辺地域を中心に盗難対策を講じています。





農作業事故を防ぎましょう！

トラクター等の整備不良によるミスが転落・横転・追突の事故を引き起こします。

～ 安全確認と予防対策で、農地や公道での農業機械による死亡事故を防ぎましょう！～

- ① **確実な運転操作とブレーキ連結の確認**
 ……道路状況等に応じた確実な運転に繋がる
- ② **安全キャブ・フレームの装着とシートベルトの着用**
 ……転落や横転等の被害を最小限に抑える
- ③ **ランプ類や低走行マーク等の取り付け**
 ……一般車両との接触や追突を防ぐ
- ④ **ほ場の形状に応じた確実な作業**
 ……傾斜地での転回や農業機械の前後の内輪差を考慮して危険を回避する

→ 農業機械の日頃の点検も忘れずに！



農薬使用は適正かつ安全に！

使用方法や注意事項を遵守し、散布区域外に飛散しないよう十分注意してください。

できるだけ農薬以外の防除方法を検討し、やむを得ず農薬を散布するときは、**事前に周辺住民や施設利用者等に周知する**とともに、風向きなどに十分注意して、事故防止に努めてください。

農薬散布のお知らせ

散布日時：○月△日（×）
 ○時△分～○時□分
 使用農薬：○△□
 使用目的：害虫防除のため
 連絡先：○○○○ TEL:996-0000

↑ 農薬を散布する際、看板などで事前に周知しましょう！

農地の適正管理について

遊休農地は、農業者の高齢化・担い手不足などに伴い年々増加する傾向にあります。農地として適切に管理されていないと、雑草や病害虫の発生により周辺農地に悪影響を与え、火災や防犯上の危険を及ぼします。

農業委員会では、農地のパトロールを実施しています。一度荒廃させてしまうと、良好な農地に戻すことは大変ですので、周囲の農地に迷惑をかけないように適切に管理しましょう。

管理が難しい場合は、農業委員会にご相談ください。



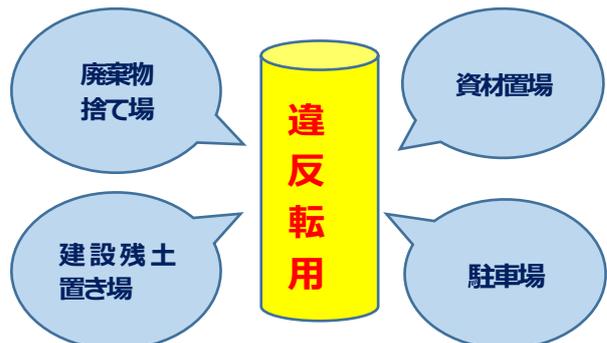
↑ 雑草が発生した農地

農地転用について

手続きをせずに無断で農地転用すると・・・

農地法違反となり、工事の中止や原状回復の命令がなされる場合があります。

また、無断で農地転用すると、3年以下の懲役または300万円以下の罰金の適用を受ける場合があります。





お知らせ

農業ニュースやしお

★農家戸数及び農地に関する申告状況一覧表

令和4年8月1日現在

(単位:m²)

地区名	農家戸数 (10アール以上戸数)	農地						合計
		市内(市街化区域)		市内(調整区域)		市外等		
		田	畑	田	畑	田	畑	
八条	124戸	1,811	17,242	238,894	243,772	94,273	2,896	598,888
潮止	167戸	7,751	290,659	6,298	207,810	165,942	55,969	734,429
八幡	57戸	6,759	117,059	6,006	3,736	124,566	15,957	274,083
計	348戸	16,321	424,960	251,198	455,318	384,781	74,822	1,607,400

★市内全農地面積

令和4年8月1日現在

市内(市街化区域)①(単位:m ²)		市内(調整区域)②(単位:m ²)		合計 ①+②(m ²)	生産緑地③	法律上の 管内農地面積
田	畑	田	畑		(単位:ha)	②+③(ha)
25,038	492,014	299,138	580,308	1,396,498	27.40	115.34

★農家戸数(10アール以上戸数)と耕作面積の推移

年度	農家戸数 (単位:件)				耕作面積(市外含む) (単位:m ²)			
	八条	潮止	八幡	合計	八条	潮止	八幡	合計
平成30年	130	175	64	369	658,362	827,358	287,883	1,773,603
令和元年	127	178	61	366	644,104	823,289	284,498	1,751,891
令和2年	126	171	59	356	631,092	782,880	275,174	1,689,146
令和3年	127	171	58	356	629,240	758,818	275,067	1,663,125
令和4年	124	167	57	348	598,888	734,429	274,083	1,607,400

★農地法等による農地転用等の状況

(令和3年1月~令和3年12月処理)

地法	許可(市)	許可(県)		届出受理			利用権の設定
	第3条	第4条	第5条	第3条	第4条	第5条	
件数 (単位:件)	7	0	5	12	33	89	3
面積 (単位:m ²)	4,572	0	4,167	13,315	16,191	29,211	4,433

● 農業経営基盤強化促進法等の一部が改正されました ●

背景

(施行日:令和5年4月1日)

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散した圃場の状況を解消し、集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要となっています。

概要

★地域計画の策定

市は、必要に応じて農業者や関係者等による協議の場を設け、話し合いを実施し、これを踏まえて将来の農業のあり方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた「地域計画(目標地図を含む)」を策定・公告。

★農地の集約化等

農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付を促進し、農地バンクは農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ。

★人の確保・育成

県が農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備。農地の取得に係る下限面積要件を廃止。

皆さんの大切な農地の今後について話し合う大切な機会です。協議の場には、ぜひ多くの関係者等のご参加・ご協力をお願いします。